

2016年3月31日
2017年1月1日改定
ローランド ディー.ジー.株式会社

株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組に関する方針

【コーポレートガバナンス・コード 原則5-1】

上場会社は、株主からの対話（面談）の申し込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、公表すべきである。

【当社の方針について】

1. 基本方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、常日頃から株主との積極的な対話を行い、その意見や要望を経営に反映させ、株主・投資家（以下、株主等）とともに成長していくことが重要であると認識しております。そのため、株主等との対話を促進するための体制を整備し、当社の経営戦略や経営計画に対する理解を得ることを目的として、株主総会、決算説明会、機関投資家面談、個人投資家説明会、工場見学などにより株主等との対話の場を設けております。

2. 推進体制

当社は、株主等との対話窓口をコーポレート本部に置き、東証に届け出た情報取扱責任者の担当取締役（以下、IR担当取締役という）およびコーポレート本部長が統括しております。また、対話の促進を補佐するため、IR専任部署を設置しております。

3. 株主との対話

- ① 株主等との対話は、その目的などを総合的に勘案し、合理的な範囲で取締役社長、IR担当取締役またはコーポレート本部長、IR専任部署の管理職が対応することを基本としております。
- ② 株主等との対話を促進し、正確かつ適正な情報を提供するため、社内関連部署間でも機動的な連携を図っております。また、面談内容を含む記録の共有などにより、対話内容の充実、向上に努めております。
- ③ 株主等との個別面談以外の対話の手段として、個人投資家説明会、機関投資家決算説明会、海外投資家との個別面談などを必要に応じて実施しております。また、当社ホームページや株主総会招集通知および株主通信などを通じた情報提供の充実にも努めております。
- ④ 株主等との対話において得られた意見などにつきましては、必要に応じてIR担当取締

役（対話参加者を含む）から取締役会などに報告し情報共有することとしております。

- ⑤ 当社は、社内規程「インサイダー取引防止規程」を定めて未公表情報の外部漏洩防止およびインサイダー取引の防止に努めております。株主等との対話の際には、当社の持続的成長、中長期的な企業価値向上に資する事項をテーマとし、インサイダー情報の管理を徹底した上で正確かつ公平な情報の提供を行っております。

4. 株主構成の把握

当社は、毎年期末および中間決算時点における株主名簿について、株主名簿上の株主構成を把握するとともに、実質的に当社株式を所有する株主の調査を必要に応じて実施することで、実質株主の把握に努めております。調査によって判明した情報は、機関投資家との対話の際などに活用しております。

5. 経営戦略や中長期の経営計画の策定・公表

当社は、中期経営計画及び決算短信あるいは有価証券報告書において、収益目標及び配当方針について開示しております。その実現のための具体的施策などについては、株主総会、決算説明会などの機会に、わかりやすく簡潔に説明するよう努めております。

以 上